

## 委員会提出議案第1号

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

平成29年6月22日提出

提出者 議会改革特別委員長 新宮康史

### 記

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会委員会条例（平成17年条例第221号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務産業委員会 8人</u></p> <p>総務部、企画財政部及び産業建設部並びに会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、<u>農業委員会</u>及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>民生文教委員会 8人</u></p> <p>市民福祉部、教育委員会及び市立八幡浜総合病院の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>予算委員会 16人</u></p> <p><u>予算に関する事項</u></p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務委員会 7人</u></p> <p>総務部、企画財政部、<u>会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会</u>及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>民生文教委員会 6人</u></p> <p>市民福祉部、教育委員会及び市立八幡浜総合病院の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>産業建設委員会 6人</u></p> <p><u>産業建設部及び農業委員会の所管に属する事項</u></p>

### 附 則

この条例は、公布の日以後最初に行われる八幡浜市議会の議員の一般選挙により選出される議員の任期が始まる日以後最初に招集される市議会の招集の日から施行する。

### 提案理由

常任委員会の名称、定数及び所管を変更することに伴い、所要の改正を行うため。